

④ 就学支援金の具体的な支給額や支給対象の例外

都立特別支援学校授業料（支給額）
月額 100 円

※専攻科授業料は、別に免除申請を行うことができます。

■ 支給対象とならない方

- (1) 高等学校等を卒業又は修了したことがある方
- (2) 高等学校等に在学した期間が通算して（転学等の場合を含む。）全日制課程の場合は 36 か月を超える方

⑤ 申請後のスケジュール

対象	今後の予定
就学支援金を <u>申請された方</u>	受給資格認定後、随時審査結果についてお知らせします（審査状況により遅れる場合があります）。
就学支援金を <u>申請しない方</u>	「授業料納入通知書」を学校から送付します。 納入通知書に記載されている納付期限までに授業料をお支払いください。

⑥ 申請上の注意点

- (1) 就学支援金は、生徒・保護者に直接お渡しするものではありません。
就学支援金が認定されると、国から東京都教育委員会を経由し、学校に対して直接交付されます。
支給認定がなされた生徒・保護者の方には、授業料を納めていただく必要はありません。
- (2) 国籍・在留資格の変更又は在留期間の更新があった時は、速やかに学校の経営企画室までご連絡ください。
- (3) 誤って不申請意向の提出を行った場合、再度申請は可能ですが、手続きを行った当月又は翌月から支給対象となります。遡っての支給はできません。
- (4) 一度提出した書類は返却できませんので、原本をお手元に残す必要がある場合は、写し（コピー）を提出してください。提出の際は、氏名等の文字が鮮明に分かるように複写してください。

■ 提出された個人情報の取扱いについて

- ・この制度において東京都教育委員会が収集する生徒や保護者等の個人情報については、法令等に従い厳格かつ適正に管理します。
- ・令和8年度は、申請いただいた国籍等の情報について、住民基本台帳ネットワークシステムへ3情報（氏名、住所、生年月日）照会した結果と突合を行い、支給可否の判定を行います。
- ・提出された書類は他の就学支援事業（高校生等・新修学支援金、東京都立学校等給付型奨学金、東京都立学校等学び直し支援金）に利用する場合があります。あらかじめご承知おきください。

⑦ 提出日・提出方法・問合せ先

提出日・提出方法	提出日・提出方法は、学校で別に指定します。
問い合わせ先	不明な点については、学校の経営企画室にお問い合わせください。

※就学支援金制度の詳細や法令は、東京都教育委員会及び文部科学省のホームページでも案内しています。